

議会受付番号	鎌議第 1707 号
質問者	上畠 寛弘 議員
答弁する者	市長（総務部職員課）

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定による文書質問について、次のとおり答弁いたします。

1 件名

技能労務職と単純労務職

2 質問の要旨

- 1 技能労務職に該当する職種は何か。
- 2 技能労務職の定義は何か。
- 3 単純労務職の定義は何か。
- 4 技能労務職は単純労務職か。その理由は何か。
- 5 4 の質問を是とするならば、その根拠、証拠は何か。（判例、法令等）
- 6 鎌倉市職員労働組合現業職員評議会に属する職種は何か。
- 7 6 の質問の答弁による職種は全て技能労務職か。
- 8 鎌倉市職員労働組合現業職員評議会は、労働組合か。
- 9 いわゆる 6、7 の現業評議会は、労働組合の資格審査が通ったということから、不当労働行為の救済を申し立てていると鑑みるが、その審査通過を是とするか。理由は何か。

3 答弁

- 1 鎌倉市職員の任用に関する条例施行規則第 2 条第 3 号で本市における職種を規定しており、その職種の一つとして技能労務職を定めています。同号において、主として技術労務、現業労務及び庁務に従事する職員と定義しています。主な配属先としては、環境センター、作業センター、市立小中学校があります。
- 2 1 のとおりです。
- 3 地方公務員法第 57 条において「単純な労務に雇用される者」とあり、これがいわゆる単純労務職となりますが、同法において具体的な定義はありません。ただし、行政実例（昭和 38 年 5 月 8 日付け自治丁公発第 130 号）で、単純な労務に雇用される者の範囲については、失効している「単純な労務に雇用される一般職に属する地方公務員の範囲を定める政令」（別紙）の規定に基づいて解釈して差し支えないとされています。

- 4 地方公務員法をはじめ法令に技能労務職に係る明確な根拠は示されていませんが、総務省が設置していた「技能労務職員の給与に係る基本的考え方に関する研究会」の報告書において、同研究会においては「技能労務職員」という語を用いているが、法令上は地方公務員法第 57 条に定める「単純な労務に雇用される者」が用いられていると記載されています。地方公務員法を所管している総務省においてこのような取り扱いを行っていることから、技能労務職と単純労務職は同義語であると判断しています。
- 5 4のとおりです。
- 6 鎌倉市職員労働組合現業職員評議会に属する職種は、技能労務職となります。
- 7 6のとおりです。
- 8 鎌倉市職員労働組合現業職員評議会は、労働組合であると認識しています。
- 9 労働組合との要件が認められたことから、神奈川県労働委員会において不当労働行為の救済申し立ての審査が行われているものと考えます。